

公安委員会	「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則	令和4年4月7日
説明資料No. 1	の一部を改正する内閣府令案」について	生活安全局

1 趣旨

銃砲等又は刀剣類の所持許可手続で求められる認知機能検査の方法等を見直すため、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「銃刀法施行規則」という。）を改正するもの。

2 改正の概要

(1) 認知機能検査の方法等の見直し

銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）上、銃砲等又は刀剣類の所持許可又はその更新を受けようとする75歳以上の者は、都道府県公安委員会が行う認知機能検査を受けなければならない、その方法等については銃刀法施行規則に定められている。

今般、令和2年度に警察庁が実施した調査研究（※1）を踏まえ、道路交通法上の認知機能検査の方法等が見直されるところ、銃刀法上の認知機能検査についても、その方法及び検査結果の判断基準を同様に改めることとする。

※1 「改正道路交通法（高齢運転者対策・第二種免許等の受験資格の見直し）の施行に向けた調査研究」

(2) 認知機能検査を受けたものとみなされる検査の追加

銃砲等又は刀剣類の所持許可又はその更新を受けようとする者から、道路交通法上の認知機能検査を受けたことを証明する書類の提示があった場合、当該者については、銃刀法上の認知機能検査を受けたものとみなすこととされている。

道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）により、道路交通法上の認知機能検査と同等の効果がある方法と認められる「運転免許取得者等検査」が設けられたところ、当該検査を受けたことを証明する書類の提示があった場合にも、銃刀法上の認知機能検査を受けたものとみなすこととする。

3 意見公募手続の実施結果

令和4年2月18日から同年3月19日までの間、本内閣府令案について意見公募手続を実施した結果、3件の意見が寄せられた。

4 施行期日

令和4年5月13日

公安委員会 説明資料No. 2	「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集について	令和4年4月7日 警 備 局
<p>1 趣旨</p> <p>重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第9号）の改正を行うに当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。</p> <p>2 期間</p> <p>令和4年4月8日（金）から令和4年5月7日（土）まで（30日間）</p> <p>3 規則案の概要</p> <ul style="list-style-type: none">○ 無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第61号）の施行により、令和4年6月20日から小型無人機（100g以上のドローン等）の登録が原則義務化され、機体に登録記号の表示その他の登録記号を識別するための措置を講じなければ、小型無人機を航空の用に供してはならないこととされた。○ 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）に基づき、小型無人機の操縦者は、あらかじめ都道府県公安委員会等に対して通報書を提出することとされているところ、通報書に小型無人機の登録記号の記載を求めることとする。○ また、警察署長への対面での機器の提示義務を緩和し、原則として、写真の添付で足りることとする。 <p>4 施行期日</p> <p>令和4年6月20日（月）</p>		

1 臨時 G 7 内務・治安担当閣僚会合 (3/24)

(1) 経緯・概要

- ウクライナ・ロシア情勢を受け、現在、国際社会は、ウクライナ避難民の受入れを推進しており、また、サイバー事案等の治安上の懸念も高まっているところ、こうした課題について、各国間で連携して対応していくため、3月24日、臨時の G 7 内務・治安担当大臣等による閣僚級会合がオンライン形式で開催されたもの。
- G 7 各国及び欧州委員会の内務・治安担当大臣らが参加。我が国からは、二之湯国家公安委員会委員長のほか、古川法務大臣が出席。

(2) 共同コミュニケの発出

G 7 内務・治安担当閣僚の連名による共同コミュニケを会合後発出。

同コミュニケでは、

- ・ ロシアによるウクライナ侵略、住民や病院等の民間を標的とした無差別攻撃を強く非難
- ・ ウクライナ避難民に対する支援・保護について、G 7 が一体となって取り組んでいくこと
- ・ サイバー事案、人身取引等の各種治安上の懸念に対抗するため、各国間で情報共有を強化していくこと

等に言及。

2 制裁をめぐる動向

3月31日、対露制裁タスクフォース「REPO」(※1) 専門家会合が開催され、G 7 等各国の財務、司法/内務担当機関の職員が出席(※2)。対露制裁の実効性の確保に向けた連携の強化を確認。

(※1) 「ロシアの支配層(「エリート」)、代理勢力、オリガリヒに対するタスクフォース」の通称。

(※2) 我が国からは、財務省、金融庁、法務省、警察庁が出席。

1 主な特徴点

(1) 全体の概況

- 検挙事件数・検挙人員ともにおおむね横ばい
- 生活経済事犯にも情報通信技術の発達、国際化等の情勢が影響

(2) 利殖勧誘事犯

- 検挙事件数は過去10年間で最も多い46事件
- 集団投資スキーム（ファンド）やデリバティブ取引関連の事犯が多く、情報通信技術、国際金融取引の悪用が見られる。
- 相談の増加傾向が強まり、中でも比較的若い世代の割合が増加

(3) 特定商取引等事犯

- 検挙事件数106事件のうち、91事件（85.8%）が訪問販売事犯（インターネットでの検索、戸別配布の広告等を通じて依頼を受けて訪問した上で高額請求を行う手口を含む。）
- 引き続き65歳以上からの相談が多い一方で、20歳代は、若干の割合の増加のほか、連鎖販売取引事犯や業務提供誘引販売取引事犯の相談が多いなどの特徴がある。

(4) ヤミ金融事犯

- 無登録・高金利事犯の検挙事件数は85事件と、相談件数とともに減少傾向が継続。20歳代の相談の割合には若干の増加傾向
- インターネットを含む非対面の手口に関する相談が86.6%

(5) 国民の健康や環境に対する事犯

- 動物虐待事犯の検挙事件数は、近年増加傾向にあったが、170事件で前年から大幅に増加
- 薬事関係事犯の検挙事件数は46事件で前年に比べ減少。新型コロナウイルス感染症に対する効能・効果を標榜してインターネットを通じて広告するなどした保健衛生事犯7事件を検挙

(6) 知的財産権侵害事犯

- 情報通信技術を悪用した転職・独立時の情報持出しなどの営業秘密侵害事犯の検挙事件数は23事件。相談受理件数とともに前年から増加
- 海賊版を含む著作権侵害事犯の検挙事件数148事件のうち、89.2%（132事件）がインターネット利用事犯

2 今後の取組

- 財産・権利の侵害等に係る相談について、最新の情勢を踏まえつつ、迅速・的確に捜査、犯罪収益対策等を実施
- 関係機関・団体と引き続き適切に連携

1 情勢概況

デジタル化の進展等に伴い、サイバー空間の公共空間化が加速する中、ランサムウェアによる被害が拡大し、市民生活に大きな影響を及ぼす事案も確認されているほか、不正アクセスによる情報流出や、サイバー攻撃事案への国家レベルの関与も明らかとなるなど、サイバー空間における脅威は極めて深刻な情勢が続いている。

2 サイバー空間の脅威情勢

- ランサムウェアによる被害が拡大。国内の医療機関が標的となり、市民生活にまで重大な影響を及ぼす事案も確認。
- G7各国の法執行機関等が参加する「ランサムウェアに関するG7高級実務者会合」が開催されるなど、世界各国において、ランサムウェア被害の防止に向けた諸対策が喫緊の課題。
- 警察庁が国内で検知したサイバー空間における探索行為等とみられるアクセスの件数は引き続き増加。大半が海外からのものであり、海外からの脅威が引き続き高まっている。
- 国内の政府機関等が外部からの不正アクセスを受け、職員の個人情報等が窃取された可能性のある事案が相次いで確認されたほか、サイバー攻撃事案の実態解明を推進する中で、国家レベルの関与が明らかとなった事例も確認。

3 警察における取組

- サイバー事案への対処能力を強化し、諸外国と連携した脅威への対処を推進するなどの観点から、令和4年4月に警察庁にサイバー警察局、関東管区警察局にサイバー特別捜査隊を設置。
- サイバー攻撃事案に関する各種捜査により、中国人民解放軍が我が国に対する各種情報収集を実行している可能性が高いことが判明。
- サイバー攻撃集団「APT40」に関し、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）と連携した事業者等に対する注意喚起等を実施。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会について、官民が一体となったサイバー攻撃対策を実施。結果として、大会の運営に影響を及ぼすようなサイバー攻撃の発生はなかった。